

新規上場銘柄概要

|              |  |
|--------------|--|
| ふりがな         | いーていーえふえす はつきんじょうじょうとうしんたく   |
| 銘柄名          | ETFS 白金上場投資信託  |
| (英訳名)        | ETFS Physical Platinum   |
| 特定の指標の名称     | ロンドン白金・パラジウム市場 (London Platinum and Palladium Market (LPPM)) 午後値決め   |
| 指標算出者名       | ロンドン白金・パラジウム市場 (London Platinum and Palladium Market (LPPM)) の値決めの会員の 4 社<br>(注) 現在のメンバーは J. Aron & Company、Engelhard Metals Limited、HSBC Bank USA, N.A. London Branch 及び Standard Bank London Limited です。                                 |
| 外国投資法人       | イーティーエフエス・メタル・セキュリティーズ・リミテッド   |
| 英訳名          | ETFS Metal Securities Limited  |
| (本店所在地)      | 英国領チャンネル諸島、ジャージー JE4 8PW、セント・ハリアー、ピア・ロード 31、オーデナンス・ハウス   |
| 管理会社         | イーティーエフ・セキュリティーズ・リミテッド   |
| (本店所在地)      | 英国領チャンネル諸島、ジャージー JE4 8PW、セント・ハリアー、ピア・ロード 31、オーデナンス・ハウス   |
| (日本における連絡場所) | 【日本における代表者】<br>〒107- 6012 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号アーク森ビル 12 階<br>イーティーエフ・セキュリティーズ・リミテッド<br>足立 伸<br>Tel 03-4360-9102<br>【有価証券報告書の提出に係る代理人】<br>〒107- 6012 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号アーク森ビル 12 階<br>イーティーエフ・セキュリティーズ・リミテッド<br>橋口 瑞恵<br>Tel 03-4360-9102 |
| 上場予定日        | 平成 21 年 8 月 24 日   |
| 既上場市場        | ロンドン証券取引所 (2007 年 4 月)<br>ユーロネクスト・アムステルダム (2007 年 5 月)<br>フランクフルト証券取引所 (2007 年 5 月)<br>ユーロネクスト SA (2007 年 5 月)<br>イタリア証券取引所 (2007 年 6 月)   |
| ホームページアドレス   | <a href="http://www.etfsecurities.co.jp/">http://www.etfsecurities.co.jp/</a><br><a href="http://www.etfsecurities.com/jp/welcome.asp/">http://www.etfsecurities.com/jp/welcome.asp/</a>   |
| コード          | 1674 (新証券コード 583203000、ISIN コード JE00B1VS2W53)  |
| 銘柄略称         | プラチナ E T F   |
| 投資信託財産等の総額   | 342,712,044.20 米ドル (平成 21 年 7 月 17 日現在)  |
| 発行可能総数量      | 1,000,000,000 口 (平成 21 年 7 月 17 日現在)   |
| 上場時発行済総数量    | 3,163,966 口 (予定)<br>(注) 上記数値は平成 21 年 7 月 17 日現在の総数量である。当投資証券は追加発行請求又は償還請求が随時認められているため、増減する可能性がある。  |
| 売買単位         | 1 口  |
| 営業期間         | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで  |
| 分配金等支払基準日    | 本投資証券保有者に対する分配金等の支払は行われない。   |
| 事務取扱機関       | 中央三井信託銀行(株)  |
| 監査人          | アーンスト・アンド・ヤング LLP  |

(注) 当該「新規上場銘柄概要」は、当取引所が新規上場銘柄を紹介するための資料であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありませんので、金融商品取引法の趣旨を十分ご理解のうえ、お取扱いください。